

令和8年度自立支援に向けた事業者の取組支援事業費補助金交付要綱

令和8年5月13日
8福祉高介第355号

(通則)

第1条 補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進事業実施要綱（令和5年6月2日付5福保高介第432号。以下「実施要綱」という。）及び別に定める募集要項に基づき、高齢者の自立支援に向けた取組を行う介護事業所等に対して研修や伴走型支援等を行い、取組成果を分析・評価して都にフィードバックする事業者として選定された者（以下「研修等事業者」という。）に対し、その運用に要する費用を予算の範囲内において補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、募集要項に基づき、公募により選定された事業とする。

(暴力団等の排除)

第4条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいるもの

(補助金の交付額)

第5条 この補助金は、別記1の別表第1欄に掲げる補助対象経費の支出額から当該経費のための寄付金その他の収入額を控除した額に別表第3欄で定める補助率を乗じて得た額と、別表第2欄で定める補助基準額とを比較して、少ない方の額を都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(補助金の申請手続)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、別に指定する期日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、第6条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めるときは第8条の補助条件を付して補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助条件)

第8条 補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記2の補助条件を付するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、各年度の事業に要する費用を概算払により交付することができる。

(補則)

第10条 補助の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別記1 別表

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率
<p>報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上を除く。）、使用料及賃借料、負担金補助及交付金</p>	<p>(1) 自立支援に関する研修等を実施 <必須メニュー> 利用者の自立支援・重度化防止に取り組む都内の3カ所以上の介護事業所・施設（取組事業所）の管理者及び職員に対して、科学的根拠に基づく自立支援に関する研修等を実施</p>	<p>（合計）15,000 千円 ※ただし、募集要項に基づき提出した事業計画書に記載された金額を上限とする。</p>
	<p>(2) 伴走型支援の実施 <必須メニュー> 取組事業所が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、PDCA サイクルの各工程において伴走型の支援を実施</p>	
	<p>(3) 取組成果等の分析・評価 <必須メニュー> (1)(2)の取組成果について、取組事業所の計測結果をもとに分析・評価し、3か月に一度、都に報告</p>	
	<p>(4) 取組成果等のフィードバック <必須メニュー> 学会や学術大会、研究大会、事業者団体が開催する大会等で本事業に基づく取組について、発表を行った上で、東京都に報告。</p>	
	<p>(5) その他本事業の目的を達成するために、都が必要と認める取組</p>	
<p>10分の10</p>		

別記2 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- (1) 3の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) 補助事業者が、(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に定める日までに、速やかに実績報告書（別記第2号様式）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。
- (2) 消費税等に係る税額控除の申告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに消費税仕入控除税額報告書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

6 補助金の額の確定

知事は、5の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調

査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

7 補助金の精算

補助事業者は、6の規定による補助金額の確定通知を受けたときは、知事に対して、速やかに精算書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

8 是正のための措置

- (1) 知事は、6の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。
- (2) 5の規定による実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

9 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は、6の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 6の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

11 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、9の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1.2 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

1.3 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

1.4 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

1.5 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（都補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

1.6 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

1.7 事業実施のための契約手続

補助事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、原則として東京都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

1.8 他の補助金との重複禁止

補助事業者は、この要綱による補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

1.9 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。